士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。）の占める割合が百分の二十以上であること。

ロ～ニ　（略）

四～百二十九　（略）

（厚生労働大臣が定める施設基準の一部改正）

**第二十九条**　厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 一～十三　（略） | 一～十三　（略） |
| 十四　指定短期入所療養介護の施設基準 | 十四　指定短期入所療養介護の施設基準 |
| イ　介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 | イ　介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 |
| (1)・(2)　（略） | (1)・(2)　（略） |
| (3)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 | (3)　介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準 |
| (一)　（略） | (一)　（略） |
| (二)　算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上であること。 | (二)　算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上であること。 |
| (ii)　（略） | (ii)　（略） |
| (4)～(6)　（略） | (4)～(6)　（略） |
| ロ～ナ　（略） | ロ～ナ　（略） |
| 十五～八十六　（略） | 十五～八十六　（略） |

（介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部改正）

**第三十条**　介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成二十七年厚生労働省告示第百九十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第2　サービス事業 | 第2　サービス事業 |
| 1～5　（略） | 1～5　（略） |
| 6　単価 | 6　単価 |
| サービス事業のうち旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（サービス単価）は、市町村において、国が定める額（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る単価を踏まえた単価（以下「介護予防訪問介護等の単価を踏まえた単価」という。））を上限として、サービス事業の費用の額を定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めることが必要である。 | サービス事業のうち旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに係る第1号事業支給費の額（サービス単価）は、市町村において、国が定める額（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係る単価（以下「介護予防訪問介護等の単価」という。））を上限として、サービス事業の費用の額を定めることとしており、市町村は、サービス単価を設定するに当たって、訪問介護員等による専門的サービスであること等を踏まえ、地域の実情に応じ、ふさわしい単価を定めることが必要である。 |